

第二次
新宮市子ども読書活動推進計画



平成30年4月

新宮市教育委員会

あいさつ

平成24年3月に「第一次新宮市子ども読書活動推進計画」が策定されてから5年間の経過し、この度「第二次新宮市子ども読書活動推進計画」を策定する運びとなりました。

この5年の間、新宮市や新宮市の子どもたちを取りまく環境には、学校の統廃合や幼稚園からの英語教育の開始、学校司書の配置、市立図書館を含む文化複合施設建設計画の遅れ、今年の台風21号による水害など色々なことがありました。

また、学校教育では、新学習指導要領が改訂され、平成29年3月に公示されました。新要領では、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを実現するために、思考力・判断力・表現力を十分に培っていくことが大事と定めています。そして、人工知能をはじめとする技術がめくるめくスピードで発展を続けている今、学校に通っている児童が社会に出る頃には、人工知能が社会で活躍し、現在の職業の半分はなくなるのではないかとされています。

このように、将来が見通せない社会で前向きに生きていくには、主体的に判断し、表現する力が求められるでしょう。そのためにも、本に親しむことによって様々な情報にふれ、その情報に基づいて自分で判断を下すことや、語彙力や表現力を身につけ、考える力を養い、自分自身の気持ちや考えを相手に伝える力をもつということは、非常に重要であると思います。

この度、策定された第二次計画を基に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念でうたわれているように、新宮市の子どもを取りまく読書環境が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる状態に少しでも近づくことと、新宮市で育つすべての子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、新宮市民憲章にある「われら地球人 われら新宮人」として、人生をより深く生きていくことができる大人へと成長してくれることを願います。

平成30年4月

新宮市教育委員会

教育長 楠本秀一

目次

1 第二次計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の意義と背景	1
(2) 本計画の期間	1
2 基本方針	2
(1) 親と子どもに読書の楽しさ、大切さを伝えます	2
(2) いつも子どものそばに本がある環境をつくれます	2
(3) 読書活動に取り組む各団体の連携をすすめます	2
3 第一次計画期間における取り組みと課題	3
(1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進	3
(2) 保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進	4
(3) 学校における子ども読書活動の推進	5
(4) 市立図書館における子ども読書活動の推進	7
(5) ボランティア研修の推進	9

4 子ども読書活動推進のための今後の方策 11

- (1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進 11
- (2) 保育園・幼稚園における読書活動の推進 13
- (3) 学校における読書活動の推進 15
- (4) 市立図書館における子ども読書活動の推進 17
- (5) ボランティア活動の推進とその支援 20

おわりに 21

参考資料 22

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年） 24
- 資料2 文字・活字文化振興法（平成17年） 27
- 資料3 新宮市子ども読書活動推進会議設置要綱 30
- 資料4 本計画策定の経過 32
- 資料5 新宮市立図書館児童関係各種統計 33
- 資料6 新宮市子ども読書活動推進会議委員名簿 34

1 第二次計画の策定にあたって

（１）計画策定の意義と背景

子どもの読書活動を推進し、読書環境を豊かにするために、平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年には同法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

この法律を受けて和歌山県では、平成15年度に「和歌山県子ども読書活動推進計画」が、平成22年度に第二次計画が、平成25年度には第三次計画が策定され、様々な施策が実施されています。

新宮市においても、平成24年度に「新宮市子ども読書活動推進計画」（以下、第一次計画）を策定し、それぞれの分野で子どもの読書環境整備に取り組んできました。この間、新宮市や新宮市の子どもたちを取りまく環境には大きな変化がありました。また、スマートフォンなどの急速な普及により、現代の社会や、子どもたちの生活習慣は大きく変化していますが、「本とふれあうことによって、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる」※とあるように、子どもが本に親しみ、読書の習慣をもつことの大切さには変わりありません。

第一次計画における取り組みと今後の課題を検証し、引き続き新宮市全体の更なる読書環境の整備に連携して取り組んでいくため、新宮市子ども読書活動推進会議を発足し、「第二次新宮市子ども読書活動推進計画」（以下、本計画）を策定しました。

（２）本計画の期間

本計画の期間は平成30年度から概ね5年間とします。

※1 衆議院における子ども読書年に関する決議（平成11年）

2 基本方針

国・県の基本方針をもとに、新宮市の第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、次の3項目を引き続き基本方針とします。

（１）親と子どもに読書の楽しさ、大切さを伝えます

子どもの成長にとって家庭での影響が大きいことは言うまでもありませんが、子どもの読書にとってもやはり家庭が基本であると考えます。特に保護者に読書やおはなしの楽しさ、大切さを認識してもらうことがもっとも重要です。家庭での読書やおはなしなど家族のコミュニケーションが生活の習慣になるよう啓発し、その充実に努めます。

（２）いつも子どものそばに本がある環境をつくります

乳幼児期から青少年期まで、いつも手に届く範囲に本がある環境をつくることが大切であるのは言うまでもありません。社会全体でその環境を整備していく必要があります。

そのため、市立図書館をはじめ保育園（所）（以下、保育園）や幼稚園、学校、地域の施設などで、本と出会えるようにそれぞれが役割を果たしていきます。

（３）読書活動に取り組む各団体の連携をすすめます

読書活動に関わる諸団体それぞれが連携することで情報を共有し、資料や施設の相互利用やスキルアップのための研修をするなどして、その成果を子どもの読書活動の推進に活かしていきます。

3 第一次計画期間における取り組みと課題

(1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進

第一次計画における目標

○乳幼児期からの読書習慣の形成とその継続

主な活動

○ブックスタートの実施（保健センター、市立図書館）

○おはなし会の実施（市立図書館、児童館、地域イベント等）

○市立図書館おはなし会の時間及び内容等の見直し（乳幼児/幼児～一般）

○よみきかせ会の実施（子育て支援センター、学童保育施設、児童養護施設）

○学童保育施設等での読書環境整備

○家庭における本とのふれあい等に関するアンケートの実施(10ヶ月健診時)

○情報・意思疎通支援用具の給付（福祉課、視覚障害者用ポータブルレコーダーや視覚障害者用活字文書読上げ装置）

課 題

○地域による子どもの読書環境の違い

○児童館図書室の読書環境整備

○利用児童に対する貸出等児童館図書室の利活用

○現在でも利用可能なサービスの末周知（市立図書館大型絵本貸出等）

（２）保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進

第一次計画における目標

- ①絵本に親しむための環境整備
- ②ボランティアや市立図書館との連携
- ③保護者への働きかけ

主な活動

- ①絵本の収集や本棚設置、読書スペースの工夫等読書環境の整備
- ①教諭や保育士によるよみきかせの実施
- ①③子どもや保護者に対する絵本の貸出
- ①市立図書館や自動車文庫での団体貸出等の活用
- ②ボランティアによるおはなし会の実施（高校生よみかたりボランティア含む）
- ②市立図書館見学の実施
- ③保護者向けおたより等での絵本情報発信
- ③園庭開放（未入园児対象）・園外での子育て支援におけるよみきかせの実施

課 題

- 地域での取り組み状況や環境の違い。それにより発生すると思われる子ども一人一人の「読む力」の差
- 保護者への働きかけの機会が少ない
- 絵本への関心が高くない保護者への働きかけの方法
- 市立図書館利用機会増の必要性
- 定期的な絵本の購入やその予算等

（３）学校における子ども読書活動の推進

第一次計画における目標

- ①読書意欲の向上と読書指導の充実
- ②資料収集と環境整備の推進
- ③司書教諭と学校図書館（室）（以下、学校図書館）の充実
- ④学校と市立図書館の連携の促進

主な活動

- ①担任、学校司書、図書委員、ボランティアによるよみきかせの実施（高校生よみかたりボランティア含む）
- ①読書タイム、朝読の実施
- ①並行読書、劇の上演、読書感想文・感想画コンクールへの取り組み
- ①図書館報（月１回）、読書感想文集の発行・配布
- ①よみかたりボランティア講座の実施
- ①②図書委員会活動（カウンター当番/毎昼休・放課後、書架整理/週１回）
- ①④調べ学習における学校図書館・市立図書館の活用
- ②校内空きスペースへの図書・本棚の設置
- ②団体貸出を活用した学級文庫の充実
- ③小学校への学校司書１名配置（H29年度）、児童との交流による読書意欲増進
- ③学校図書館の整備（選書、廃棄、分類、壁面展示等）
- ③夏休み期間の図書貸出、学校図書館の開放
- ④市立図書館社会科見学、職場体験の実施・受入
- ④おすすめ絵本ポスター「この本よんだ？」の作成・配布
- ④中学生向け「図書館からのお知らせ」の作成・配布
- ④自動車文庫の学校定期巡回（ブック・ブックと連携）
- ④資料補修講座の実施（図書担当教諭対象/ブック・ブックと連携 H27、28）

課 題

- 学校図書館の利用者が少ない（設備、場所、魅力の問題）
- 蔵書の充実
- 分類作業の時間の確保
- 学校司書の増員、中学校も含めた全校への配置
- 授業との連携強化
- 子どもの活字離れ
- 出張おはなし会、団体貸出の周知と調整方法等



（４）市立図書館における子ども読書活動の推進

第一次計画における目標

- ①環境整備
- ②利用の促進
- ③利用が困難な子どもへのサービス
- ④連携による子どもの読書活動の推進
- ⑤啓発・広報

主な活動

- ①文化複合施設建設に向けた検討
- ①③拡大鏡、貸出用車いす、おむつかえスペース（館長室内）の設置
- ①③点字付きさわる絵本の収集とコーナー設置
- ① ④ボランティアによる支援（蔵書の修理、庭の手入れ、書架整理等）
- ① ②③④自動車文庫の巡回（図書館から2km以遠の7地区9ステーション）
- ①②③④小学校への自動車文庫定期巡回（小学校、ブック・ブックと連携）
- ②図書館上映会の実施（年2回程度）
- ②④おはなし会の実施（年齢別に月2回/ブック・ブックと連携）
- ②④おはなし会の実施時間や内容の見直し（ブック・ブックと連携）
- ②④子ども図書館講座、かみしばいカフェの実施（ブック・ブックと連携）
- ⑤ホームページ、広報しんぐう、地方新聞、ケーブルテレビの文字放送での本の紹介や行事案内
- ②④⑤おすすめ絵本ポスター「この本よんだ？」の選書・作成・配布
（乳児・幼児・低学年・高学年の4種類を年2回発行/ブック・ブックと連携）
- ②⑤子ども向け行事や広報チラシの作成・配布
- ⑤図書館要覧の作成・配布、ホームページ掲載
- ⑤ビブリオバトルの開催（平成28年度～）
- ⑤小学校の市立図書館見学、中学生・高校生の職場体験、教職員の研修の受け入れ

課 題

- ①設備のバリアフリー化、授乳専用スペース・こどもトイレ等の不備
- ①館外書庫保管資料提供に要する時間
- ①新市立図書館開館までの図書保管場所
- ①幼年童話（絵本から読み物へとつながる本）の少なさ
- ①サービスの拡充に伴う作業量増、人員の不足
- ②おはなし会参加人数の減少
- ②読書に関心がある保護者が市立図書館等を利用したくなる手立ての必要性
- ②自動車文庫利用者のかたより
- ③障がい特性により気軽に市立図書館を利用しにくい児童への対応
- ③来館が困難な子どもへの対応
- ④よみきかせボランティアグループの新規会員確保
- ⑤市立図書館について周知が不十分（場所、利用方法、サービス等）
- ⑤行事等の広報
- ⑤啓発

(5) ボランティア研修の推進

第一次計画における目標

○市立図書館とボランティアグループの連携による、人材育成・研修の推進

主な活動

- ブック・ブック事務局の担当(市立図書館)
- 資料保存研修
- よみきかせに関する講座・研修会開催
- よみきかせに関する自主勉強会の実施
- 「わたしのおすすめ絵本」の紹介
- おはなし会小道具作り、他サークルへの制作依頼
- サークル例会の実施
- 講座等への自主参加

課 題

- 活動の充実と継続のための、支え合う仲間の増員
- 各校区でのよみきかせボランティア養成
- 自主的な運営のための経費の確保



4 子ども読書活動推進のための今後の方策

(1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進

子どもにとって家庭は、最も身近で重要な場所であり、読書環境においてもまた同様です。子どもの読書習慣は、乳幼児期からの積み重ねにより形成されていくもので、保護者の継続的な関わりが重要だといわれています。従って保護者に絵本の楽しさ、大切さを伝えていくことが必要です。

乳幼児と絵本の最初の出会いのひとつとして、ブックスタートがあります。ブックスタートとは、「絵本」と、赤ちゃんに絵本を開く楽しい「体験」をプレゼントする活動です。新宮市では4か月健診の際に、市立図書館、保健センター、ボランティアが協力し合って、親子1組ずつに絵本の楽しさ、大切さを伝え、絵本を1冊手渡しています。4か月健診の受診率はほぼ100%であり、それまで絵本に関心の少なかった保護者にも絵本の楽しさや大切さを伝えることができます。また、絵本をプレゼントすることにより、赤ちゃんのすぐそばに、読んでもらえる絵本があるという環境を整えることにつながります。今後も連携を密にして、ブックスタートを継続して行います。

ブックスタートで絵本とふれあうきっかけを提供した後も、市立図書館の乳幼児向けおはなし会や、子育て支援センターの年齢別くらぶ、保育園の園庭開放などで、未就園時から、子どもと絵本を読む楽しさにふれる機会を提供し、家庭でも絵本を介した楽しいひとときを過ごしてもらえよう目指します。

また、地域全体では各イベントでのおはなし会や、読書に関するイベントの開催などにより、誰もが本にふれあえる機会を増やすとともに、家庭と地域をつなぐ重要な場所である児童館でも、市立図書館の団体貸出なども利用しながら、図書室の本や読書環境の整備を行うとともに、おはなし会の開催や読書の時間を設けるなど、子どもが自然に本に親しめるような雰囲気づくりに努めます。

そして、市立図書館と子育て推進課、児童館、ボランティアなどが連携し、情報の共有や資料の充実を図っていくとともに、現在利用可能なサービスが周知できるよう、機会をみつけて働きかけていきます。

具体的なとりくみ

○子どもの読書に対する関心を引き出すための働きかけ

子どもの近くで本を読んでいる大人の姿を見せる。家庭では保護者が、児童館では指導員さんが。そのためには、地域の大人が読書の大切さを実感するような取り組みに努めます。

○団体貸出を利用した、児童館図書室の読書環境整備

図書購入のための予算が手当されていない場合や、子どもの要求を満たすために十分でない場合、市立図書館からの団体貸出を活用して図書の設置などを行います。

○学校、児童館、市立図書館、幼稚園、保育園の連携による資料の活用

不要になり処分する資料がある場合、必要としている場所がないか相互に連絡を取り合い、より広く活用していきます。

○利用可能なサービスの広報

市立図書館での大型絵本の貸出など、各施設や団体で既に実施していても、一部の人にしか情報が届いていないサービスを周知するよう努めます。

○「子ども読書まつり～子ども一日移動図書館（仮称）」の開催

市立図書館を訪れる機会の少ない子どもや保護者を対象とした、イベントとしての移動図書館出動と本の貸出・カードの発行、市立図書館利用のきっかけ作り。おはなし会や、本の修理講座、科学絵本や工作の本の展示やその体験講座、自然探訪スクールの内容紹介・展示、その他。地域の人々が連携し、子どもたちに楽しい一日をプレゼントする。

（２）保育園・幼稚園における読書活動の推進

子どもたちにとって、保育者からゆったりと絵本を読んでもらうことは、絵本を通して、保育者や友だちと心を通わせながら、おはなしの世界を共有する大切な役割を担っています。絵本には、子どもたちの夢や想像力を膨らませ、心豊かにする力があります。

また、読んでもらうだけでなく、子どもが自分で本を手にとって見たり、読んだりする楽しさに出合うのも、まさにこの時期であり、保育園・幼稚園の果たす役割は重要です。保育士や幼稚園教諭などと過ごす時間の中で、子どもたちはたくさんの素晴らしい絵本に出会い、上記のような力をつけていくことが期待できます。

①絵本に親しむための環境を整えます

絵本と子どもを繋ぐべく、絵本が常に身近にあり、保育士・幼稚園教諭などがよみかせをしたり内容を体験させたりして、絵本に興味や関心をもつような環境作りを進めます。

②ボランティアや市立図書館との連携をすすめます

市立図書館とは、絵本などに関する情報をもとに、質的にすぐれた絵本を揃えるように連携し、また、よみかせなどの協力については、ボランティアとも連携していきます。

③保護者への働きかけを行います

子どもが今どんな絵本を読んでいるのか、どんな絵本に興味があるのか、保護者にもおたよりなどで伝えることで関心を高め、保護者も気軽に手に取り、親しめるような絵本コーナーなどの設置をすすめていきます。

具体的なとりくみ

○保護者向けおたよりに絵本の情報を取り入れる

絵本の楽しさや、時宜に応じたおすすめの本、子どもたちが興味を示しているものなどをお知らせします。

○団体貸出の活用による絵本の入替など環境整備

図書購入のための予算が、子どもの要求を満たすために十分でない場合、市立図書館からの団体貸出を活用して図書の設置などを行います。

○各家庭への本の貸出

家庭での読書は、その子の周りの大人も一緒に楽しめます。大人が忙しくて読んでやれなくても、子どもが一人でも楽しめます。

○幼稚園での活動の中に、市立図書館利用機会を取り入れる

日常の活動の中に、市立図書館見学や閲覧、よみきかせを取り入れることによって、子どもにとって市立図書館の利用が身近なものになるようにします。

○公立・私立の垣根を越えた情報交換会、勉強会の共同開催

情報の共有や、図書の相互貸出、よみきかせに関する勉強会などを行います。

（３）学校における読書活動の推進

学齢期の子どもにとって、一番身近な図書館が学校図書館です。小学校・中学校・高等学校に通う子どもにとって、空気のように身の周りに本があることが大変重要なことです。それは乳幼児期に経験したよみきかせなどで読書に興味をもった子どもが本を好きになり、身近にある本を手に取り、やがて年齢に応じた確かな本を選ぶ力、読む力が育っていくことにつながるからです。

そのため、児童生徒の発達段階に応じた読書活動に関する取り組みや環境整備を推進します。

①読書意欲の向上と読書指導の充実

子どもの読書意欲は小さい頃は比較的大きいのですが、成長するにつれてだんだんと読書離れが進んでいく傾向が見られます。年齢に応じた読書力を育てるため、子どもの読書への意欲をもたらし読書指導が必要となります。そのため、計画的に子どもの読書意欲の向上を目指す取り組みを進めるよう、すべての学校関係者を啓発します。

また、障がいのある子どもの読書活動については、一人一人の個性に応じた働きかけをしていきます。

②資料収集と環境整備の推進

常に魅力ある図書・資料を整備し、子どもたちの「読みたい」「知りたい」「調べたい」という意欲に応えることで読書が好きになり、読む力が育成されていきます。そのため、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を充たすことはもちろん、子どもたちが学びを深めるための資料の充実に努めます。

また、各学校の地域特性に応じた資料の収集とともに、子どもへの情報発信の場としても学校図書館の果たす役割は大きいものです。そのため、子どもたちが快適で利用しやすい環境の整備に努めます。

③司書教諭と学校司書の充実

学校図書館の中心的な役割をになう人には、司書教諭、学校司書がいます。司書教諭については、平成15年度より12学級以上の小学校・中学校などに配置することが義務付けられていますが、この基準に関わらず全学校に配置することができるよう努めます。

また、学校司書は司書教諭と連携しながら、図書の選定、購入、装備、整理、広報、活用、保存など多岐にわたる重要な役割をもっています。その役割は専門的な知識で子どもの豊かな読書活動や授業実践を支える土台となることから、小学校・中学校について学校司書の積極的な配置に努めます。

④学校と市立図書館との連携の促進

学校図書館が活発に機能するためには、学校と市立図書館との連携が重要です。学校と市立図書館が資料の情報や資料整理などのノウハウを共有し、活用することで子どもの読書環境は大きく広がり、その結果、読書意欲の向上や子どもの心の成長に寄与することになります。特に市立図書館から資料提供を受けられれば、授業や調べ学習などがより充実したものとなり、読書活動の推進や学力向上などの効果が期待されます。

今後、学校と市立図書館との連携については、自動車文庫の活用や団体貸出などを積極的に推進し連携を促進します。

具体的なとりくみ

○学校図書館の魅力アップ

設備や掲示を工夫することにより、利用しやすい、利用したくなるような雰囲気づくりに努めます。

○本と出合う機会をつくり、興味を引出す

ボランティア、司書、担任によるよみきかせなど、子どもが新たな本に出合う機会をつくり、今まで自分で選ばなかった本などへの興味も引き出せるようにしていきます。

○興味をもった本を、いつでも読める環境作り

市立図書館との連携により、子どもが興味をもった本や、その関連本などをタイミングよく手に取れる環境を整えます。

（４）市立図書館における子ども読書活動の推進

公共図書館はすべての人に開かれた施設であり、司書の役割は利用者と求める情報を結びつけることです。そのために様々な資料を収集し、内容によって分類をし、決められた場所に本などを配架し、訪れた人が自分の読みたい本を自由に選択できる状態を整えます。

公共図書館は、必要な情報を調べ、知識を得るだけでなく、読書の楽しさと喜びを実感できる場所でもあります。本の楽しさにふれることが出来れば、おのずと日常的に読書を楽しむことになり、それが、生涯にわたる読書習慣や、図書館・図書室への利用といったものにつながるでしょう。そのためには、乳幼児をもつ保護者や子どもが、本を選ぶ際に気軽に司書に相談でき、魅力的なたくさんの資料を自由に手にとれ、ゆったりと見たり調べたりできるような環境を整えていくことが必要です。

また、来館や利用が困難な子どもにも利用機会を提供するためには、自動車文庫などのサービスや、設備面の環境整備も必要です。

そして、おはなし会などの行事を充実させていくとともに、市立図書館のサービスや行事の広報に努め、利用を促進することにより、子どもの読書活動推進を図ります。

①環境整備の推進

文化複合施設建設の延期により、第一次計画で挙げられたスペースの不足による課題は現在も残っています。第一次計画策定後、工夫による改善は行われてきましたが、現施設での解決が困難なものについては、新市立図書館においてかなえられるよう目指します。

また、資料の整備を継続し、体系的な蔵書が収集されるよう図ります。

②利用の促進

乳幼児と保護者への最初の働きかけであるブックスタートにはじまり、定例のおはなし会、小学校へ出張おはなし会などで、学校やボランティアと連携し、絵本や読書の楽しさ、大切さを伝えていきます。また、自動車文庫の小学校巡回

や、子ども図書館講座の開催により、それまで市立図書館を利用したことのない子どもが利用するきっかけを作ります。

中学生や高校生には、ヤングアダルトコーナー（中学生・高校生に適した本、興味をひく本など）を設けて対応していますが、より快適な環境と魅力的な資料を構築して、中学生や高校生が安心して本を手に取り、落ち着いて選びやすくなるよう努めます。

また、市立図書館利用の促進のためには、専門性の高い職員を養成・配置することも大切です。特に子どもと本をつなぐためには、児童図書担当の専任職員の対応が欠かせません。この専任職員が配置され養成できるよう働きかけをしていきます。また、児童サービスに関する研修の機会をもち、一人一人の職員の専門性を高めていけるよう努めます。

③利用が困難な子どもへのサービス

市立図書館利用が困難な理由は、障がいや、外国人であること、長期入院など、その子どもにより様々であるでしょう。また、利用可能なサービスがあるという情報が届いていないという場合も考えられます。そのようなサービスを広報することによって、少しでも市立図書館を利用してもらい、どのようなアプローチが有効なものなのか、具体的に把握していくことが大切です。そして、環境整備、情報収集、資料の整備、専用機器の導入など、個々にあわせたアプローチや多くの課題を、関係部局と連携をとりながら、少しずつ解決に向けて検討していく必要があります。

距離により来館が困難な子どもには、市立図書館より2キロ以遠の地域に自動車文庫が巡回しており、利用の機会を提供しています。平成29年度からは、市内全小学校への定期巡回も始まりました。学校での貸出をきっかけに、来館する子どもと保護者の姿もみられ、一定の成果があがっているといえますが、今後より多くの子どもが利用するためには、身近な返却拠点などの環境整備や、ステーション・巡回内容の改善に向けた検討の継続などが必要です。

④連携による子どもの読書活動の推進

市立図書館は、子どもの読書に関する情報の拠点であり、その情報を団体や個人に提供しています。しかし、子どもを取り巻く読書環境の改善や、本計画の効果的な実施のためには、子どもの読書活動を推進する市民団体や関係部局及び関係機関、そしてボランティアとの連携が必要です。この度設置した「新宮市子ども読書活動推進会議」の組織を継続し、連携することにより情報をより広く共有し、子どもの読書活動を推進していきます。

⑤啓発・広報

啓発・広報は、読書活動推進のためにも特に力を入れていかなければならない分野です。色々なサービスや行事を行っても、地域の人々に伝わらなければ、その利用につながることはありません。行事やサービス、新着資料などの広報を行い、より多くの子どもやその保護者が、市立図書館やサービス利用の機会を持てるよう目指します。

また、保育園、幼稚園、小学校の市立図書館見学、中学生・高校生の職場体験学習などの受入れ、読書活動に関する講演会などの行事を開催することにより、市立図書館や読書活動に関する啓発を行います。

具体的なとりくみ

○ユニバーサルデザインに配慮した新市立図書館の整備検討の継続

○新市立図書館における、収蔵可能冊数やスペースの確保

○新市立図書館における防音スペースなどの活用（当該機能がある場合）

○資料の継続的な整備

幼年童話、ヤングアダルトコーナーを含め、体系的な資料の整備を継続します。

○季節に応じた本等の展示により、子どもが読みたい本に手が届く環境を整える

○ブックスタート、おはなし会、出張おはなし会の継続

○自動車文庫巡回の充実

○児童サービスに関する研修機会の設定

○ホームページや、広報しんぐう、地方新聞、ケーブルテレビの文字放送、配布物や掲示による広報活動

（５）ボランティア活動の推進とその支援

新宮市には「おはなしの玉手箱」や、市立図書館を拠点とした「ボランティアグループ ブック・ブック」の他、個人で活動するボランティアがおり、市立図書館や学校、幼稚園、保育園、児童養護施設、地域のイベントなどでおはなし会やよみきかせ、本の修理やその講座などの活動を行っていますが、今回明らかになった各分野の課題解消や、本計画の推進のためには、より多くの地域の人々の力が必要です。連携して一つ一つの取り組みを進めていくために、既存のボランティアグループや個人の協力を得る、または新しいボランティアグループを立ち上げるといったことも必要になってくるでしょう。また、各グループの活動継続のためには、常に新しい仲間を増やすことも必要です。

今後は、各ボランティアグループ・個人が自主的に運営や活動を行い、それぞれの関係機関がその活動のサポートをすると共に、活動の機会を提供し、市立図書館がネットワークの構築を図るといった協力・支援体制が望まれます。

また、ボランティアの育成及び研修については、各関係機関が連携し、ボランティアの養成講座、レベルアップ研修会、講演会、自主的勉強会などを効果的に行えるよう取り組んでいきます。

具体的なとりくみ

- 子どもと本への思いを同じくする人たちとの交流会開催
- 読書に関する講演会等開催による市民への啓発
- ボランティア募集呼びかけの継続
- ボランティア運営主体の移行
- 各グループによる各種助成・補助制度利用による活動運営経費の確保
- 勉強会や講座の開催

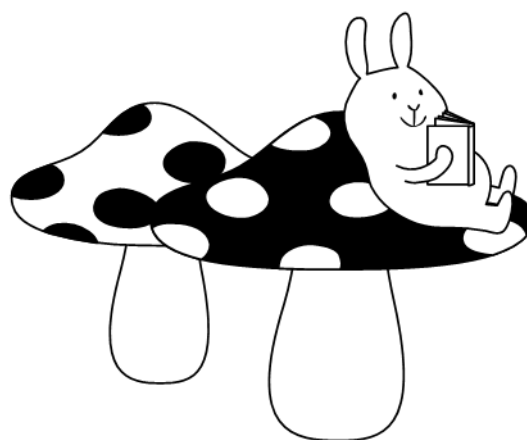
おわりに

家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどが互いに連携し、子どもの読書活動を進めることが、子どもたちの成長過程において、大切であるという認識のもと、第二次新宮市子ども読書活動推進計画策定に取り組みました。

本計画では、各方面が連携して、これまでの取り組みをさらに発展させるために「具体的なとりくみ」としてさまざまな方策をあげています。これらの取り組みを進めるにあたり、一人でも多くの子どもが読書の楽しさに気づき、興味をもって自らが読書に親しんでくれることを期待しています。

読書活動は、子どもたちが自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むうえで、欠くことのできない重要なものです。読書の楽しさや大切さを知り、自ら読書に親しんでいける環境をつくり、取り組みを広がりのあるものとするためには、継続した各方面の協力が必要です。

本計画が、読書活動の充実につながり、時代に沿った取り組みが反映され、点検、評価を行いながら進化する計画となることを願っています。



参考資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動

の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設

ける。

２ 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３ 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料 2 文字・活字文化振興法（平成 17 年）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を

有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の^{かん}涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3 新宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、新宮市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定し、効果的な実施を図るため、新宮市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1）計画の策定及びその実施を推進すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、読書活動の推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる所属または職及び団体等からの推薦により会長及び委員20名以内をもって組織し、教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。ただし、平成29年度に任命された委員の任期については平成31年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会長等）

第5条 会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員の内から会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、新宮市立図書館において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が、会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別表（第3条関係）

		所 属・職
委 員	1	おはなしの玉手箱 ※ボランティアグループ
	2	ボランティアグループ ブック・ブック
	3	図書館協議会委員
	4	市内高等学校図書館担当者
	5	小学校又は中学校の校長又は教頭
	6	小学校又は中学校の教員
	7	幼稚園教諭
	8	保育所（園）保育士
	9	子育て推進課職員
	10	福祉課職員（障害福祉担当）
	11	生涯学習課職員（生涯学習又は児童館担当）
	12	学校教育課職員
	13	学校図書館司書
	14	文化振興課職員
	15	図書館OB・OG

資料 4 本計画策定の経過

平成29年 9月 1日	第1回会議開催／於新宮市立図書館 ○任命書交付 ○会長決定 ○第一次計画について説明
10月12日	第2回会議開催／於新宮市立図書館 ○副会長の指名 ○各分野の現状について情報共有 ○スケジュールについて
11月20日	第3回会議開催／於新宮市立図書館 ○各分野の課題・課題解消のための取り組みについて ○計画案本文について
12月14日	第4回会議開催／於王子ヶ浜小学校図書室 ○計画案全体について協議
平成30年1月12日	第5回会議開催／於新宮高等学校図書館 ○計画案について最終確認

資料5 新宮市立図書館児童関係各種統計

	H23	H28
開館日数	279	282
児童図書蔵書冊数（ヤングアダルト含）	25,522	27,721
18 歳以下新宮市人口	5,110	4,417
18 歳以下登録者数（市外含む）	2,115	1,722
（年齢別再掲）0～6 歳	196	198
（年齢別再掲）7～12 歳	1,044	851
（年齢別再掲）13～15 歳	544	411
（年齢別再掲）16～18 歳	331	262
児童図書貸出冊数	31,801	28,247
自動車文庫利用人数（大人含む総数）	1,592	1,599
自動車文庫貸出冊数（大人含む総数）	9,209	12,065
おはなし会参加人数（大人・子ども）	131・194	202・184
上映会参加人数（大人・子ども）	未実施	22・3
子ども図書館講座参加人数	未実施	25

資料6 新宮市子ども読書活動推進会議委員名簿

任期 平成29年9月 1日から
平成31年3月31日まで
(平成30年3月31日現在)

	氏 名	所属・職
会 長	芝崎 勝善	三輪崎小学校長
副会長	岡田 雅喜	和歌山県立新宮高等学校図書館長
	川合 利美	おはなしの玉手箱
	三鬼 洋子	ボランティアグループ ブック・ブック
	本間 華	図書館協議会委員
	柴原 雅子	三輪崎小学校教諭(図書担当)
	川合 優子	丹鶴幼稚園教諭
	荒木 宜子	佐野保育所保育士
	橋爪 優衣	子育て推進課職員
	赤木 博伯	福祉課職員
	井口 幸郎	生涯学習課職員
	富田 英之	学校教育課職員
	折戸 梓	学校司書
	前地 秀高	文化振興課職員
	山崎 泰	図書館 OB

事務局 新宮市立図書館
館長 船上 光次
道前 美穂
竹原 優美
荒木 由起子

第二次 新宮市子ども読書活動推進計画

平成30年4月発行

発行：新宮市教育委員会

事務局：新宮市立図書館

和歌山県新宮市井の沢4-15

TEL 0735-22-2284